

居宅介護支援事業所の指定について

居宅介護支援事業者の指定について

1. 指定申請の概要

所在地	境港市夕日ヶ丘2丁目88番地
事業所の名称	ケアプラン孫の手
事業主体	ティーアンドディー株式会社
サービス種別	居宅介護支援
利用者予定数	60人
通常の実施区域	境港市、米子市

ケアプラン孫の手は、現在米子市で営業をしているが、事業主体であるティーアンドディー株式会社は、今年度境港市夕日ヶ丘に障がい福祉サービスの生活介護施設「さかい孫の手」をオープンしたことから、拠点を同所在地に移すため居宅介護支援事業所の新規指定申請をした。

◎居宅介護支援とは

居宅介護支援とは、介護を必要とされる方が、自宅で適切にサービスを利用できるように、ケアマネジャー（介護支援専門員）が心身の状況や生活環境、本人・家族の希望にそって、ケアプラン（居宅サービス計画）を作成したり、ケアプランに位置づけたサービスを提供する事業所等との連絡・調整を行うものです。

介護保険法の改正により、平成30年4月1日からは、この居宅介護支援事業所の指定を境港市（従前は鳥取県）が行っています。

現在、市内には7つの居宅介護支援事業所があります。

2. 人員基準

(1) ケアマネジャー（介護支援専門員） … 常勤・専従 1 名

※管理者もケアマネジャーを兼務

指定居宅介護支援の提供にあたる介護支援専門員であって常勤であるものを 1 以上配置すること。

※利用者の数が 35 又はその端数を増すごとに 1 とする。

(2) 管理者 … 常勤・兼務（ケアマネジャー） 1 名配置

主任介護支援専門員であって、専らその職務に従事する常勤の者を 1 配置すること。

※指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合及び管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）は必ずしも専ら管理者の職務に従事する常勤の者でなくても差し支えないこととされている。

※平成 33 年 3 月 31 日までの間は、管理者として主任介護支援専門員以外の介護支援専門員の配置を可能とする経過措置が設けられている。

3. 設備基準

事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室

※他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は他の事業と同一の事業所でもよい

設 備		基準概要
事務室	1	事業の運営を行うために必要な面積を有する専用のもの。 ※他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一でもよい。 ※相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保すること。
相談室	1	